

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年7月臨時会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	承認
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について）	承認
議案第3号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組 合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	原案可決
議案第4号	匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について	同意

令和元年 7 月臨時会

匝瑳市横芝光町消防組合議会
会議録

令和元年 7 月 4 日 開会

令和元年 7 月 4 日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年7月臨時会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席者	2
事務局職員出席者	2
開会の宣告	3
議席の指定	3
新規選出議員の紹介	3
副議長の選挙	4
会期の決定	5
会議録署名議員の指名	5
説明員として通知のあった者の報告	6
議案（第1号―第3号）の上程	6
組合長提案理由の説明	6
議案第1号の内容説明、質疑	7
議案第2号の内容説明、質疑	9
議案第3号の内容説明、質疑	12
議案（第1号―第3号）の討論、採決	12
議案第4号の上程	13
議案第4号の内容説明、質疑	14
議案第4号の採決	15
閉会の宣告	16
署名議員	17

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年7月臨時会

議 事 日 程

令和元年7月4日（木曜日）午前09時57分開会

- 1 議席の指定
- 2 副議長の選挙
- 3 会期の決定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 議案上程（議案第1号—議案第3号）
- 6 議案審議
- 7 議案上程（議案第4号）
- 8 議案審議

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の
一部を改正する条例の制定について）
- 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村
総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 田村明美君 | 2番 | 佐藤 悟君 |
| 3番 | 武田光由君 | 4番 | 平山政利君 |
| 5番 | 林 勝也君 | 6番 | 秋山忠史君 |
| 7番 | 川島 仁君 | 8番 | 庄内賢一君 |
| 9番 | 秋鹿幹夫君 | 10番 | 須合一嘉君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組合長	太田安規君	副組合長	佐藤晴彦君
会計管理者	畔蒜稔行君	匝瑳市 総務課長	大木進一君
横芝光町 環境防災課長	萩原浩己君		

消防組合

消防長	佐久間三喜男君	総務課長	伊藤幸夫君
警防課長	飯田政彦君	予防課長	加瀬 智君
匝瑳消防署長	大木良章君	横芝光 消防署長	根本 勉君
匝瑳消防署 主幹	布施泰史君	横芝光消防署 主幹	石井 清君

事務局職員出席者

主幹	大木利貞	副主査	實川 駿
主任主事	岡嶋晃貴		

△開会の宣告（午前09時57分）

○議長（平山政利君） おはようございます。

これより、匠瑤市横芝光町消防組合議会 令和元年7月臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日ただいまの出席議員数は、10名であります。

よって、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、この組合議会は、横芝光町議会選出の1号議員3名の方が選出されております。

△議席の指定

○議長（平山政利君） 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条第2項の規定により、ただいま、改選議員が着席されている席を本議席と指定します。

△新規選出議員の紹介

○議長（平山政利君） 議案審議前に、横芝光町議会選出の1号議員のうち2名の方が、新たに選出されておりますので、御紹介いたします。

議席番号8番、庄内賢一議員。

◆8番議員（庄内賢一君） 庄内と申します。よろしくお願いをいたします。

○議長（平山政利君） 議席番号9番、秋鹿幹夫議員。

◆9番議員（秋鹿幹夫君） 消防組合議員を拝命いたしました。秋鹿幹夫と申します。よろしくお願いをいたします。

△副議長の選挙

○議長（平山政利君） 日程第2、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において、指名することにいたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、庄内賢一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、庄内賢一議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、庄内賢一議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました、庄内賢一議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

庄内賢一議員が匝瑳市横芝光町消防組合議会、副議長に当選されました。

告知を終わります。

ここで、匝瑳市横芝光町消防組合議会、副議長に当選されました、庄内賢一議員に、当選受諾の、御挨拶をお願いしたいと思います。

庄内賢一議員。

◆8番議員（庄内賢一君） 横芝光町議会の庄内 賢一でございます。

ただいま、皆様の御推挙をいただき、副議長に就任することになりました。

もとより微力ではございますが、平山議長のもと議会が円滑に運営されますよう、皆様の御指導、御協力によりまして、副議長の任を務めさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平山政利君） 副議長当選受諾の挨拶を終わります。

△会期の決定

○議長（平山政利君） 日程第3、会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期については、日程表（案）のとおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 異議ないものと認め、会期は日程表（案）のとおり、本日1日限りと決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○議長（平山政利君） 日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第79条の規定により、議長において、3番議員、武田光由議員、7番議員、川島仁議員の両名を指名いたします。

会議録署名議員

3 番議員 武田光由君

7 番議員 川島 仁君

△説明員として通知のあった者の報告

○議長（平山政利君） 次に、今臨時会に地方自治法第 121 条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として、出席する者及び委任指名を受けた説明補助者の職・指名は御手元に配布いたしました印刷物資料のとおりであります。

△議案（第 1 号—第 3 号）の上程

○議長（平山政利君） 日程第 5、日程に従いまして、議案第 1 号から議案第 3 号までを、一括上程し、議題といたします。

日程第 6、これより、議案の審議に入ります。太田組合長に提案理由の説明を求めます。

△組合長提案理由の説明

◎組合長（太田安規君） 皆さん、おはようございます。

令和元年 7 月臨時会をお願いいたしましたところ、お忙しい中、しかも荒天の中にもかかわらず御参集を賜り、誠にありがとうございます。

日ごろより消防行政に対しまして、格別なる御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます

さて、横芝光町議会議員の改選によりまして、横芝光町議会から 3 名の組合議員の方々が選出されました。

これに伴いまして、ただいま庄内賢一議員が副議長に就任されました。誠にめでたうございます。

議員の皆様方におかれましては、平山議長、庄内副議長を中心といたしまして、引き続き組合運営のために御力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今臨時会に提案いたします議案の、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

本案は、労働基準法の一部改正及び国家公務員における、人事院規則の一部改正等を踏まえ、時間外勤務の上限を定めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について)

本案は、総務省消防庁の通知に基づき、避雷設備及び住宅用防災機器等の設置に関する事項を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により、準用する同法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、議案第1号から議案第3号までの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

△議案第1号の内容説明、質疑

○議長(平山政利君) 太田組合長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)、を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それでは、議案第1号について、御説明いたします。

本案は、労働基準法の一部改正及び国家公務員における、人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の長時間労働の是正及び健康管理の観点から時間外勤務を行うことができる上限を、原則1箇月について45時間かつ1年について360時間の範囲内と規則で定めたものであります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（平山政利君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

田村議員。

◆1番議員（田村明美君） インターネットの方で条例と規則と見させてもらったんですが、既に本年4月1日から施行ということで、専決処分ですから新しいものになっているようなんですが、それでいま、御説明で時間外勤務1か月45時間以内、1年では360時間以内とする内容を追加するということだと思んですが、この条例に基づく規則の何条の所に詳細が記されているのかお知らせいただきたいと思います。

それから、規則で定めた時間は現実問題として、法律ですからそれに則るしかないわけですが、法に定められたということだけであって実際にできていることなのか、それともいろいろと勤務上の改善が求められることなのか、説明をお願いします。

○議長（平山政利君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） ただいまの御質問にお答えします。

規則のほうなんですけれども、第6条の2ここに時間のほうを記載をさせていただいております。

それとですね、もう一点の御質問なんですけれども、当消防組合においてもですね、時間の360時間、年間なんですけれども、これを超えたような事例もございません。

ただ、1か月単位のところでは一部超えていたことも過去にはございますけれども、今年度においてはですね、超えることもなく、今後大きな災害等の発生がなければ超えないと見込んでおるところでございます。以上でございます。

○議長（平山政利君） 田村議員。

◆1番議員（田村明美君） いま、大きな災害等がない場合には、このとおりということで、条例の第8条で正規の勤務時間以外の時間における勤務ということで、第8条1項2項とあるわけですね、3項は育児短時間勤務職員ということですので。

1項で、勤務時間外において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務を命ずることができる、それから2項では、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、正規の勤務時間以外の時間で勤務を命ずることができる、とあるわけなんです、災害時と緊急の必要性があるという2項に則って特別の場合ということで、そのいま災害がなければというお話がありましたが、災害時は緊急的ということで全く消防職員の場合は適用除外というのか、どういうことになるのでしょうか。

○議長（平山政利君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） ただいまの御質問ですが、緊急時ということで消防以外の市町の職員や当然警察、こういったところも大きな災害が発生した場合には、その適用は除外されるという形になっております。

基本的には、年間360時間を超える特別な事情の発生時には、これを超えることもできるとも定めております。以上です。

○議長（平山政利君） 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 質疑がないようですので、これをもって議案第1号の質疑を打ち切りませう。

△議案第2号の内容説明、質疑

○議長（平山政利君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について）、を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

加瀬予防課長。

◎予防課長（加瀬智君） それでは、議案第2号について御説明いたします。

本案は、総務省消防庁の通知によるもので、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に規定する住宅用防災警報器等の設置の免除に係る要件を見直すとともに、そのほか所要の整備を行うものでございます。

改正の内容といたしまして、省令の改正に伴い、宿泊施設等の用途部分が300㎡未満の施設において、設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備を取り付けることにより、住宅用防災警報器等の設置を免除できることとなったことから、当消防組合火災予防条例においても同様に設置を免除することができる規定を追加するものでございます。

その他所要の整備のうち1つ目が、日本産業規格の根拠法の定義を明確にするもの。

2つ目が閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る文言の見直しを行い改めるものでございます。

所要の条文につきましては、恐れ入りますが議案第2号の新旧対照表をごらんください。

第16条第1項と、第29条の5第1号の下線部分をそれぞれ改め、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を第6号として加えるものでございます。

なお、本改正につきましては、本年2月に開催の3月定例議会には提案が間に合わなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第179条第1項の規定により、本年3月29日に、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めするため、提案いたしました次第でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（平山政利君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

田村明美議員。

◆1番議員（田村明美君） 追加されました第29条の5の6号について、免除が可能になったということで300㎡未満というのができましたが、もう少し詳細な説明をいただきたいのと、それから申し訳ありません素人ですので、事例としてこういったケースの場合がこうであると、いうことを御説明お願いしたいと思います。

○議長（平山政利君） 加瀬予防課長。

◎予防課長（加瀬智君） 特定小規模施設の床面積が 300 m²未満のもので、施設といたしましては旅館とかホテル、宿泊所などでございます。

また当管内には、そういった施設が 40 件ほどございます。以上でございます。

○議長（平山政利君） 田村議員。

◆1 番議員（田村明美君） そうしますと経営者にとっては、助かるというようなことがあるのかもしれないですが、管内に 40 件あるということで現在この 40 件については、改正前の条例でどうなっているのか、それから改正後において近いうちに設置しなければならないと定められて、設置に向けて努力義務が行われていたところ免除が可能となったということで設置しなくて良いということになったのか、御説明ください。

それから、宿泊施設、ホテル、旅館という話でしたが、小規模な宿泊施設ということで民泊ということを想定しているのかなと思うんですが、消防の立場で予防ということが今後さらに強化されなければならないと思うんですが、啓蒙啓発とはパトロールというんですか、指導、常時指導、そういったことについて今後方針計画等がありましたらお知らせください。

○議長（平山政利君） 加瀬予防課長。

◎予防課長（加瀬智君） 田村議員の御質問にお答えします。

田村議員の仰るとおり、民泊についても含まれております。

民泊は当管内においては、1 件届出が出ております。

また、予防に関しても立入検査を実施しておりまして、是正を行っております。

あと、各イベントなどでも啓発に努めているところでございます。以上です。

○議長（平山政利君） 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 質疑がないようですので、これをもって議案第 2 号の質疑を打ち切りま

す。

△議案第3号の内容説明、質疑

○議長（平山政利君） 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） 議案第3号について御説明をいたします。

本案は、令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正するものでありますが、解散による各事業・構成団体への負担金についての影響はないとの報告を受けております。

以上で議案第3号の説明を終わりたいと思います。

○議長（平山政利君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 質疑がないようですので、これをもって議案第3号の質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終結いたします。

△議案（第1号－第3号）の討論、採決

◎議長（平山政利君） これより、議案第1号から議案第3号までの討論に入りますが、ただい

まのところ討論の通告がありません。

討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平山政利君) 御異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(平山政利君) 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について)、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長(平山政利君) 挙手多数、賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(平山政利君) 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

△議案(第4号)の上程

○議長(平山政利君) 日程第7、議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について、を上程し議題といたします。

本件は、人事案件でございます。

地方自治法第 117 条の規定により秋鹿幹夫議員の退場を求めます。

[9 番秋鹿幹夫君退場]

○議長（平山政利君） 日程第 8、これより、議案の審議に入ります。

太田組合長に提案理由の説明を求めます。

△議案第 4 号の内容説明、質疑

◎組合長（太田安規君） 議案第 4 号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について

本案は、議員選任の匝瑳市横芝光町消防組合監査委員であります川島仁氏が、平成 31 年 4 月 30 日をもって任期満了となりましたので、新たに秋鹿幹夫氏を匝瑳市横芝光町消防組合監査委員に選任いたしたく、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため提案いたした次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平山政利君） 太田組合長の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。

田村議員。

◆ 1 番議員（田村明美君） いま組合長から説明がありましたが、監査委員、議会選出の監査委員ということですので、仕組みを御説明いただきたいと思います。

監査委員は 1 名のみなのか、それから議会議員の中から 1 名、2 名のうちの 1 名議会から選出するとか、そういったことなのか制度の仕組みを御説明ください。

○議長（平山政利君） 伊藤課長総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当消防組合の監査委員は、識見を有する方が 1 名、それと議員の方から 1 名、合計 2 名ということになっております。

議員の方は議員の任期によること、識見の方は任期４年となっております。以上でございます。

○議長（平山政利君） 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 質疑がないようですので、これをもって議案第４号の質疑を打ち切りま
す。

以上で、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

人事案件でありますので、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

△議案（第４号）の採決

○議長（平山政利君） 議案第４号 匠瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について、本案に
賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平山政利君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり同
意されました。

秋鹿幹夫議員の入場を許します。

〔９番秋鹿幹夫君入場〕

○議長（平山政利君） ただいま、秋鹿幹夫議員が議案第４号による監査委員
の選任については、本案のとおり、同意されたことをお伝えいたします。

ここで、秋鹿幹夫議員から、御挨拶をいただきます。

秋鹿幹夫議員。

◆ 9 番議員（秋鹿幹夫君） 横芝光町議会の秋鹿幹夫でございます。

この度、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員をお引き受けすることとなりました。

よろしく願いいたします。

△閉会の宣告

○議長（平山政利君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件は、全て議了されました。よって、これにて閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議ないものと認めます。

ここで一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年7月臨時会にあたり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある御協力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年7月臨時会を閉会いたします。

△午前10時30分 閉会